

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成27年9月30日  
南三陸町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間 (年度)	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域 との重複 の有無		
	○			南三陸町志津川字 平磯集落地先	無	27～31	平磯集落協定
	○			南三陸町入谷字 山の神平・たら葉沢集落地先	無	27～31	山の神平集落協定
	○			南三陸町入谷字 佐野集落地先	無	27～31	佐野集落協定
	○			南三陸町入谷字 林際集落地先	無	27～31	林際3集落協定
	○			南三陸町入谷字 箒畑集落地先	無	27～31	箒畑1集落協定
	○			南三陸町入谷字 箒畑集落地先	無	27～31	箒畑2集落協定
	○			南三陸町入谷字 童子下集落地先	無	27～31	新童子下集落協定
	○			南三陸町入谷字 岩沢集落地先	無	27～31	岩沢集落協定
	○			南三陸町入谷字 水口沢集落地先	無	27～31	水口沢集落協定
	○			南三陸町入谷字 中の町集落地先	無	27～31	中の町集落協定
	○			南三陸町歌津字 官方集落地先	無	27～31	官方集落協定
	○			南三陸町入谷地先	無	27～31	認定農業者 個人協定